

保健福祉専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	24	010301010106	社会・障害者福祉	福祉センター管理運営	4	浅科村が単独で実施している。	合併時、浅科村の例による。	住民の福祉増進に資することを目的とし、文化、教養、娯楽及び集会等の施設として管理運営を行う
2	24	020301010101	社会・障害者福祉	福祉センター使用料	5	浅科村が単独で実施している。	合併時、新たな基準を設け料金を設定する。	使用料の設定にあたっては社会教育施設の使用料に準じ、基準となる1時間あたりの平米単価を統一する。
3	28-3	010301020410	社会・障害者福祉	障害者等外出支援サービス	6	浅科村 望月町で実施しているが、実施内容に差異がある。	合併時、障害者で公共交通機関を利用することが困難な者に対し外出支援サービスを実施する。	65歳未満の市町村民税非課税世帯の障害者であって一般公共交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車輦により利用者の居宅と医療機関等との間を移送し、障害者及び介護者の負担の軽減を図る。 対象者 65歳未満の市町村民税非課税世帯の者で、身体障害者手帳 1級から3級・療育手帳 A1からB1・精神保健福祉手帳 1級 難病の者で一般公共交通機関を利用することが困難な者。 サービス内容 対象者の居宅と医療機関の間を移送する。片道利用を1回とし、月4回まで利用可能とする。 利用料 500円/回とし、市が交付する納付書により金融機関で納める。 委託先 シルバー人材センターに運転乗務員を依頼。1,070円/1時間
4	17	030302040101	児童福祉	通園費補助金	7	佐久市 望月町が実施している。	保育所の通園は、自家用車による送迎が一般的であり、最寄の園までバスで通園している児童も減少してきている。さらに保育園を自由に選択できる状況から遠距離通園は特別なことではなくなっている。したがって、合併時、統一した基準により実施し、新市において3年以内に見直しをする。	児童の安全と保護者の負担の軽減を図り、保育に欠ける児童の福祉向上に資するため、自宅から4キロ以上離れた最寄の保育所に通園する児童の保護者に対し補助金を交付する。 【対象者】 バス等の交通機関を利用し、自宅から4キロ以上離れた最寄の保育所に通園する児童の保護者。ただし、自宅から最寄の保育所以外への通園と新市が実施する通園バス運行区域での自家用車を利用する場合は対象としない。 【補助算出基準】 公共交通機関を利用の場合：(3ヶ月定期代 ÷ 3ヶ月 × 入所月数) × 1/2 * 公共交通機関利用の場合は通園費補助とは別に新市で雇用する添乗員を同乗させる。 自家用車等の交通用具を利用の場合：1,000円 × 入所月数

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
5	28-3	010302040807	児童福祉	通園バス事業	8	浅科村が単独で実施している。	合併時、浅科村地域の小学校スクールバス運行区域で実施し、新市において3年以内に見直しする。	<p>児童の安全の確保と遠距離通園の交通手段として、浅科村御牧原地区からみまき保育所に通園する、自宅が保育所と概ね4キロ以上離れた児童及び小学校スクールバス運行経路沿いに住む児童の希望者を対象とし、小学校スクールバスの運行を利用して通園バスを実施する。</p> <p>【対象地域】 浅科村御牧原地区及び浅科小学校スクールバス運行経路沿いの地域</p> <p>【対象者】 対象地域に居住し、みまき保育所に通園する児童で希望する者。</p> <p>【利用料】 自宅から保育所まで4キロ以上離れた通園児：往復利用1,000円/月、片道利用500円/月 上記以外の小学校スクールバス運行経路沿いの通園児：新市において定める額</p> <p>【その他】 小学校のスクールバスを利用して実施することから、新市のスクールバス運行形態に変更が生じた場合には、事業実施方法の検討を行う</p>
6	17	030303010104	高齢者福祉	北佐久老人福祉施設組合運営費等負担金	9	浅科村、望月町が北佐久老人福祉施設組合に加入し負担している。	合併時、新市において構成市町村として加入し負担する。	<p>【組合の目的】老人福祉施設(養護老人ホーム佐久良荘)の設置、運営に関する一切の事務を共同処理する。</p> <p>【経費負担】組合の財産及びその他の収入をもって当てる。不足する時組織町村が負担する。</p> <p>均等割：25% 人口割：50% (旧町村地区人口を基準にする方向) 利用者割：25%</p> <p>【佐久良荘概要】養護老人ホーム 定員80名 入所者市町村内訳(平成15年11月1日現在) 北佐久郡：58名(浅科村：10名、望月町：24名) 佐久市：2名 南佐久郡：4名(臼田町：1名) 東御市：6名 小諸市：8名 小県郡：2名 平成14年度分担額運営費：28,222千円 建設費：90,774千円</p>
7	17	030303010105	高齢者福祉	北佐久老人福祉施設組合用地費負担金	10	望月町が単独で負担している。	合併時、望月町の例により実施する。	<p>北佐久郡老人福祉施設組合で借り入れた起債の償還金を単独で負担する。</p> <p>1.起債目的...佐久良荘の用地取得 2.起債名...社会福祉施設整備事業債 3.借入額...118,800,000円 4.償還期限...平成34年3月25日(据置3年20年償還) 5.利率...1.07% 6.毎年償還額...8,076,060円 起債償還後は、用地を望月町に無償譲渡、無償譲渡後は組合に無償貸与とする覚書を締結(H13.11.5)</p>
8	17	030303010401	高齢者福祉	老人クラブ活動費補助金	11	4市町村で補助しているが、補助金額の算定方法に差異がある。	合併時、国県補助基準を基本として各老人クラブの人数や活動内容を考慮した補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。	<p>老人の福祉推進を図るため老人クラブ等の育成及び活動促進に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>【補助対象】 老人クラブ連合会、単位老人クラブ</p> <p>【その他】 老人クラブ連合会は新市において統一する。</p>

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
9	17	030303010505	高齢者福祉	高齢者祝賀事業	12	浅科村が単独で実施している。	介護予防ふれあいサロン事業など新規事業の実施や在宅高齢者福祉事業の実施地域拡大、また介護保険制度での新市単独の低所得者対策を図るなどの各種現物の給付による事業を行うこととなり、温泉施設入浴券での給付は合併時廃止する。	
10	28-3	010303010517	高齢者福祉	高齢者外出支援サービス事業	13	浅科村・望月町で実施しているが、実施内容に差異がある。	合併時、独り暮らし高齢者・高齢のみの世帯で、公共交通機関を利用することが身体的・精神的に困難及び利便性に支障をきたす者に対し、新市において外出支援サービスを実施する。	概ね65歳以上の低所得世帯の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両により利用者の居宅と医療機関との間を移送し、低所得世帯の高齢者で一般交通機関での通院が困難な者の、負担の軽減を図る。 【対象者】 概ね65歳以上の低所得世帯の高齢者(介護保険認定者にあつては支給限度額の範囲とする。) 【内容】 対象者宅と医療機関の間の移送を原則とする。片道利用を1回とし、月4回利用(2回通院/月) 【利用料】500円/回 【委託先】シルバー人材センターに運転乗務員を依頼。1,070円/1時間
11	17	030304010118	保健	保健補導員会補助金	14	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において組織の統一を図り実施する。	【概要】保健補導員会の運営に対する補助金 【その他】補助金額は統一された組織と協議する。
12	25	010304031101	保健	保健補導員会	15	4市町村とも設置しているが、選出基準・任期に差異がある。	合併時、新市において組織を統一して設置する。	保健補導員数及び報酬額は、非常勤特別職等の協議の扱いによる。

各市町村の現況については、添付した現況調査に記載されている。